

魚津市告示80号

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月17日

魚津市長 村椿 晃

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネルギー性能の高い家電（以下「省エネ家電」という。）の買換えを促進することを目的とし、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギー使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）で定めた家電の省エネ基準の達成状況を、小売事業者等が分かりやすく表示したラベルをいう。

(2) 省エネ基準達成率 省エネ法に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準の達成率をいう。

(補助対象者及び補助金の交付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 申請日時時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住実態がある個人であること。

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、市内の販売店舗等において新品の省エネ家電を、買換えを目的として購入し、自ら

が居住する市内の住宅（前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一のものに限る。）に設置していること。

（３） 第１号に規定する者と生計を一にする世帯員全員が規則附則第２項に規定する市税等を滞納していないこと。

（４） 同一の省エネ家電に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。

（５） 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第１号）第２条に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象省エネ家電）

第４条 補助金の対象となる省エネ家電は、次の各号に定めるものとする。

（１） エアコン（統一省エネラベル３星以上のものに限る。）

（２） 冷蔵庫（省エネ基準達成率100パーセント以上のものに限る。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条 補助対象経費は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までに補助対象者が支払った省エネ家電の購入費及び取換工事又は設置工事に要する経費とする。ただし、補助対象者自ら行った工事に要した経費は除く。

２ 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の20パーセントと次条に規定する補助上限額とを比較していずれか低い方の額とする。

３ 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助上限額等）

第６条 補助上限額は、１台あたり３万円とする。

２ 前条の規定による補助金の交付は、第３条第２号に規定する期間内において、本人又は本人と生計を一にする世帯員のいずれか１度のみとし、第４条に規定する補助対象省エネ家電２台を上限とする。

（交付の申請等）

第７条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の３月31日までに市長に提出しなければならない。

（１） 明細書（別紙）

（２） 補助対象経費が分かる領収書の写し

（３） 買換え前後の家電の写真

（４） 口座情報が分かるものの写し

（５） その他市長が必要と認めるもの

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（電子情報処理組織による電子申請等）

第9条 第7条の規定による申請は、魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和3年魚津市条例第2号）及び魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（令和3年魚津市規則第2号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、第8条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定及び額の確定取消通知書（様式第4号）にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- （1） 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 交付決定者が、第3条第5号に該当しないことが判明したとき。
- （4） その他市長が相当の理由があると認めたとき。

（関係書類の保存）

第11条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第8条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

氏 名
住 所 〒 —
魚津市
連絡先 — —

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金の交付を受けたいので、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請するとともに、報告します。

なお、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第3条第3号に規定する交付要件を確認するため、申請者及び生計を一にする世帯員全員の住民基本台帳登録及び市税等の完納要件について担当職員が確認することを承諾します。

1 交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 明細書（別紙）
- (2) 補助対象経費が分かる領収書の写し
- (3) 買換え前後の家電の写真
- (4) 口座情報が分かるものの写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

私は、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第3条各号を全て満たすことを誓います。

私が、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第10条各号のいずれかに該当した場合、補助金を返還することを誓います。

(別紙)

明細書

【省エネ家電の詳細】

1 台目

購入家電 (いずれかを○で選択)	エアコン ・ 冷蔵庫
購入年月日	
購入店舗等の名称	
買換え前家電	(メーカー名) (型式・品番)
買換え後家電	(メーカー名) (型式・品番)
補助対象経費内訳	(家電購入費) 円
	(取換え又は工事費) 円
	(その他) 円
	計 円
生活環境課記載欄	受付No.

2 台目

購入家電 (いずれかを○で選択)	エアコン ・ 冷蔵庫
購入年月日	
購入店舗等の名称	
買換え前家電	(メーカー名) (型式・品番)
買換え後家電	(メーカー名) (型式・品番)
補助対象経費内訳	(家電購入費) 円
	(取換え又は工事費) 円
	(その他) 円
	計 円
生活環境課記載欄	受付No.

振込口座情報	金融機関名		支店名	
	預金種別		口座番号
	フリガナ			
	口座名義人			

様式第2号（第8条関係）

魚津市指令 第 号

住 所 魚津市
氏 名

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定兼額の確定
通知書

年 月 日付で申請のあった、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金については、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付して交付し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長



- 1 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5年間保存しなければならない。
- 2 市長は、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第10条の定めるところにより、補助金の交付決定を受けた者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命じるものとする。

様式第3号（第8条関係）

魚津市指令 第 号

住 所 魚津市
氏 名

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金については、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



交付しない理由

様式第4号（第10条関係）

魚津市指令 第 号

住 所 魚津市
氏 名

魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定及び額の確定
取消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定及び額の確定のあった魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金については、魚津市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次の理由で交付を取り消したので通知します。

年 月 日

魚津市長



取り消す理由